

磐田市地域防災計画

風水害対策編

令和6年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画 風水害対策編

目 次

総 則		頁
第1章	総則	1
第1節	過去の顕著な災害	1
	1 風水害	1
	2 竜巻	2
	3 地すべり等	2
	4 土石流	2
第2節	予想される災害と地域	3
	1 風水害	3
	2 高潮・高波	3
	3 土石流・地すべり・崖崩れ	3

発 災 前		頁
第2章	災害予防計画	5
第1節	総則	5
第2節	河川災害予防計画	5
	1 本市河川の特徴	5
	2 整備計画	6
	3 洪水危険区域の設定及び監視警戒	6
	4 浸水想定区域の指定と通知	6
	5 浸水想定区域の指定に伴う実施事項	6
	6 連携体制の構築	8
第3節	海岸保全災害防除計画	8
	1 本市海岸の特徴	8
	2 高潮浸水想定区域の指定及び周知等	8
第4節	港湾漁港保全災害防除計画	9
第5節	道路・橋りょう災害防除計画	9
第6節	土砂災害防除計画	10
	1 本市の土砂災害対策	10
	2 砂防事業	10
	3 急傾斜地崩壊対策事業	10
	4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	10
	5 土砂災害防止法の施行	11
	6 その他のソフト対策	14
第7節	山地災害防除計画	15
	1 本市の山地災害対策	15
	2 治山事業	15
	3 総合的な山地災害対策	15
第8節	林道災害防除計画	15
第9節	農地災害防除計画	16
	1 ため池等整備事業	16
	2 たん水防除事業	16
第10節	倒木被害防除計画	16
第11節	盛土災害防除計画	17
第12節	避難情報の事前準備計画	17
	1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	17
	2 住民への周知・意識啓発	18
第13節	避難誘導體制の整備計画	18
第14節	防災知識の普及計画	19
第15節	自主防災活動	20

発 災 後		頁
第3章	災害応急対策計画	21
第1節	市災害対策本部	21
第2節	情報収集・伝達	21
第3節	広報活動	21
第4節	水防組織	21
第5節	指定水防管理団体	22
第6節	水防に関する予警報	22
	1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等	22
	2 洪水予報	22
	3 水防警報	22
	4 水位周知河川における水位到達情報	22
	5 道路の通行規制に関する情報	22
	6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報	22
第7節	通信連絡	23
第8節	非常配備体制	23
	1 水防指令	23
	2 非常配備体制	23
第9節	水防信号及び水防標識	23
第10節	重要水防箇所	24
第11節	水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送	24
第12節	その他の水防体制	24
	1 ダム、水こう門等及びその操作	24
	2 道路の通行規制に関する情報	24

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」（以下「法」という。）第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定める。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記載内容
第1章 総 則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災 害 予 防 計 画	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋梁災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体、水防に関する予警報、通信連絡、非常配備体制、水防区域の危険箇所、避難のための立退、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

1 風水害

(1) 台風

県下に大被害を与えた主な台風経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

経 路	状 況
県下を南西方向から北東進するもの	この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。例として、平成2年9月30日の台風20号がある。
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。
県の南部から、駿河湾を北上するもの	この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。

上記、3つの経路以外にも、本市から離れた場所を台風が通過することで本市付近に停滞する前

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

市内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部等で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

流域名	流域の状況
天竜川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none">・天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。
太田川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none">・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出した。・下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。
市内中小河川 (仿僧川、今ノ浦川等)	市内中小河川は勾配が緩く、河川水位の上昇による排水不良を引き起こし、内水氾濫による浸水被害が多発している。近年、河川改良やたん水防除事業等の治水対策を推進しているが、台風、集中豪雨による降雨量の増加、流域の都市化による流下水量の増加などにより浸水被害の抑制には至っていない。

2 高潮・高波

「高潮・高波」については、磐田市は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。

季節的には8～10月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

3 土石流・地すべり・崖崩れ

市内で急傾斜地崩壊危険区域が358箇所及び土砂災害警戒区域・特別警戒区域が354箇所（いずれも令和4年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。磐田市内の急傾斜

地崩壊危険区域は、資料 8-04<急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>、磐田市内の土砂災害警戒区域は、資料 8-05<土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表>のとおりである。

第2章 災害予防計画

第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定める。

市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 本市河川の特徴

磐田市内の河川の状況は、資料 7-01<主要河川の状況>のとおりであり、これらの河川は、1級河川である天竜川水系、2級河川である太田川水系及び前川水系に集束する。

天竜川は、その源を長野県の諏訪湖に発し、静岡県においては大千瀬川、水窪川、気田川など多くの支川と合流し、本市と浜松市の間で遠州灘（太平洋）に注ぐ、流域面積 5,090 km²、幹川流路延長 213km の国内有数の河川である。天竜川は、明治の初めの頃までは、毎年流れを変え「暴れ天竜」と呼ばれ、氾濫を繰り返していた。

太田川は、周智郡森町の大日山に源を発し、延長 44 km で本市においては敷地川、仿僧川など

と合流し、福田地区で遠州灘（太平洋）に注いでいる。

このほか天竜川水系の一雲済川、太田川水系の仿僧川、今ノ浦川、磐田久保川を中心とする市内中小河川や都市下水路は、宅地の開発、流域の都市化による流量の増加により台風、集中豪雨時に低地部において内水氾濫による浸水被害がしばしば発生する。

2 整備計画

天竜川水系については、天竜川下流水防連絡会において河川の状況を調査把握し、水害危険箇所の整備、水防計画を樹立し、水害発生の防止を図るものとする。

天竜川では、河道内樹木による洪水流下の阻害や土砂堆積による河積の不足の解消、東海地震などの大規模地震災害による河川管理施設の耐震化等を推進する。平成 21 年より天竜川中下流部の洪水の防御等を目指す天竜川ダム再編事業の建設事業に着手した。また、支川である一雲済川、上野部川の上流部は、未改修となっているため早期の改修整備を図ることが必要である。

太田川水系については、川幅の拡幅、河床の浚渫等の整備を進めるほか太田川ダムによる洪水調節など治水対策は進展しているが、支川である敷地川上流部は、未改修であるため積極的な整備を促進することが必要である。

一雲済川、仿僧川、今ノ浦川、磐田久保川を中心とする市内中小河川や都市下水路については、堤壁の築造、河床の浚渫、調整池の築造、排水ポンプ施設の増強等流量の増加、溢水防止を図っているが、流量の増加と土砂の流入により今後流量断面の狭小化も予想されるので、より積極的な整備を行うとともに公共下水道計画、水防施設の維持及び水位観測施設、備蓄資器材の整備等治水対策に万全を期するものとする。

磐田市内の河川の注意箇所は、資料 8-01<重要水防箇所一覧表>のとおりである。

市内の雨量観測所及び水位観測所は、資料 9-03<雨量観測所等一覧表>のとおりである。

3 洪水危険区域の設定及び監視警戒

- (1) 災害の発生に際し、生命、身体及び財産に著しい被害を生ずるおそれのある地域を事前に想定し、異常降雨又は河川の水位が上昇したときは、危険区域内住民への予警報及び巡視警戒が行えるよう体制を整備する。
- (2) 国及び県が公表している洪水氾濫時の浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成して住民に配布するほか、磐田市ホームページにも掲載して広く市民に周知する。

4 浸水想定区域の指定と通知

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、知事にあつては市長に通知するものとする。

5 浸水想定区域の指定に伴う実施事項

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域に

については第2節3を参照) (以下、総称して「浸水想定区域」という。) の指定があったときは、磐田市地域防災計画 (以下「市地域防災計画」という。) において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時 (以下「洪水時等」という。) の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

市は市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定め、住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、資料 8-02<浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表>のとおりである。

- ・地下街等 (地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設) で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
- ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。
- ・大規模工場等 (大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの) の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

- ・浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を策定したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を策定していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- ・市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

- ・市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くように努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

6 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 海岸保全災害防除計画

1 本市海岸の特徴

愛知県の伊良湖岬から御前崎まで約 115 km の遠州灘沿岸は、日本一の長さを誇っている。本県分は、湖西市から御前崎市の約 70 km で、ほぼ北緯 34 度 40 分に沿って幅 100～500m の砂浜（砂丘）地帯があり、汀線に沿いクロマツを主とする海岸防災林が分布し、古来より悩まされてきた海岸災害から後背地を守る盾として営々と築きあげられてきたものである。

磐田市はそのほぼ中央部に位置し、約 11 km の平坦な海岸線と 130～250m の砂浜、その後方に T P（東京湾平均海面）+ 7～9 m の第 1 防潮堤と幅約 100～130m の海岸防災林、第 2 防潮堤を有し、飛砂防止、塩害防止又台風の高潮、高波の防止に役立っている。

昭和 30 年代頃から、天竜川に多数のダムが築造され、また、河床の砂利採取が行われるようになり、遠州灘に流下する土砂量は大きく減少した。その果、それまでは広がりつつあった砂浜は、一転して侵食に脅かされる状況となった。

特に、竜洋海岸では平成 4 年と 6 年に砂浜が消失し、堤防が破壊された。これに対し、離岸堤が建設され、砂浜の復元が図られてきたが、砂浜の侵食区域が東側に移行してきている。現在は、顕著な砂浜の減少がみられる海岸は少ないが、沿岸全体を見れば少ない土砂供給と侵食対策により、辛うじて砂浜の維持が図られている状況にある。

今後は、国による天竜川ダム再編事業、県の海岸侵食対策事業の早期促進を強く要望し、広域的な土砂移動の確保を目指すとともに、汀線の変化等を注意深く見守り、養浜等による海岸保全に努める必要がある。

2 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

- (1) 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、市長に通知するものとする。
- (2) 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第 2 節 5 のとおりである。

- (3) 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第4節 港湾漁港保全災害防除計画

本市には県営の福田漁港（第4種漁港）があり、防災港湾として指定されている。現在、福田漁港の航路埋没と浅羽海岸の侵食問題を解決するために、海岸に堆積した砂を、栈橋に据え付けたジェットポンプによって吸い込み、パイプラインを通して侵食している海岸へ運ぶ恒久的なサンドバイパス事業を実施している。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

第5節 道路・橋りょう災害防除計画

市内の一般国道、県道及び市道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため、災害防除事業等を実施するとともに、道路パトロールを強化し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。

なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第6節 土砂災害防除計画

1 本市の土砂災害対策

土砂災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 砂防事業

砂防工事は、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調整を図って、河床の安定を期するとともに、土石流発生のおそれのある溪流について、砂防指定地とし、計画的に砂防えん堤等の建設を実施し、国土の保全を図るよう関係機関に要請する。

なお、土石流危険溪流の状況は、資料 8-03<土石流危険溪流一覧表>のとおりである。

3 急傾斜地崩壊対策事業

本市における山崩れ、がけ崩れ等の災害を発生させるおそれがある急傾斜地は、資料 8-04<急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>のとおりであるが、これらについては、急傾斜地崩壊危険区域の指定とがけ地近接危険住宅移転事業が施行されている。しかし、区域指定の要件は満たしても防災工事採択基準に達しない地区もあり、また、斜面の形質変更等に対し私権の制限も発生し、さらに関係住民のがけに対する危険意識の不足などの問題もあり、指定促進の妨げとなっている。

したがって、崩壊による災害から人命を守るために危険箇所周辺の土地所有者や被害のおそれのある住民に対しては「自らの生命は自ら守る」との自覚を促すとともに法面保護排水路、小崩壊対策等の小規模工事を実施させるよう指導強化を推進する必要がある。

4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区 分	内 容
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none">・県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。・県は、土砂災害警戒情報を市長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。・市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定する

	<p>ものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。
土砂災害緊急情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。
警戒避難体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、気象予警報、降雨量、土砂災害警戒区域等の区域内における災害の発生するおそれのある異常な現象等（急傾斜地の地表水、湧水亀裂、竹木等の傾斜、人家等の破損等）により、警戒体制（情報収集体制、事前配備体制又は災害対策本部体制をいう。以下同じ。）を敷くとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。 市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

5 土砂災害防止法の施行

磐田市地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 磐田市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <p>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p>
-----------	--

	<p>② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</p> <p>⑤ 救助に関する事項</p> <p>⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項・磐田市防災会議は、市地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p>
<p>要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内に位置し、磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 市長は、イに掲げる指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公示することができる。 ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、アに掲げる計画で定めるところにより、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 ・市は、要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実

	<p>施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磐田市防災会議は、磐田市地域防災計画において前記③に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、資料 8-06<土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表>のとおりである。
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。
事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒体制が敷かれたとき又は災害の発生のおそれがあると認めるときは、土砂災害警戒区域等にパトロール隊を派遣し、情報の収集を行うものとする。この場合のパトロール隊の派遣については、当該区域を管轄する本庁又は支所、消防署及び消防団が行うものとする。 ・情報の内容は、土砂災害警戒区域等及びその付近における降雨量、その他土砂災害警戒区域等内の災害のおそれのある異常現象、住民及び滞在者の数等とする。 ・情報は原則として、磐田市消防本部及び磐田市災害対策支部又は避難所を通じて磐田市災害対策本部へ通報するものとする。 ・市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・伝達方法 共通対策編 第3章「災害応急対策計画」第4節「通信情報計画」及び第5節「災害広報計画」により伝達する。 ・伝達事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 気象予警報の発表及び解除に関する事項 ② 雨量 ③ 高齢者等避難、避難指示等その解除に関する事項 ④ その他必要と認める事項
-------	---

6 その他のソフト対策

区 分	内 容
雨量の測定	市設置の降雨量の測定場所は、資料 9-03<雨量観測所等一覧表>のとおりである。
警戒又は避難を行うべき基準の設定	<p>警戒又は避難を行うべき基準は、共通対策編 第2章 第6節「住民の避難誘導體制」及び第3章「災害応急対策計画」第2節「組織計画」によるものとする。</p> <p>なお、「流木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合」等の異常現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知する。</p>
避難、救助	<p>迅速かつ的確な避難・救助ができるよう、必要に応じて高齢者等避難の発表、避難の指示等を発令する。また、避難路、避難地（災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保するため、あらかじめ指定した指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難所及び避難方法等を警戒避難体制として整備し、関係機関・住民等に周知する。</p> <p>なお、詳細については、共通対策編 第3章「災害応急対策計画」第7節「避難救出計画」により措置するものとする。</p>
その他の措置	急傾斜地の崩壊等により生命もしくは身体が危険な状態にあるもの又は生死不明の状態にあるものの捜索及び救出並びに避難者に対する食料、飲料水の供給その他については防災計画に定めるそれぞれの計画によるものとする。
防災知識の普及	地域住民へ土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップの配布その他必要な措置を講ずるものとする。また、講演会、講習会、見学会等を開催し、土砂災害警戒区域等周辺の関係住民等に対して防災知識の普及啓発に努める。
土砂災害に対する防災訓練の実施	市は県と連携して、土砂災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。また、地域住民は、台風・梅雨前線豪雨等を想定

	した避難・情報伝達等訓練を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。
緊急時の警戒避難を促すため住民に周知すべき事項	土砂災害の危険のおそれがある地域住民に対し、県と協力して、土砂災害への危険性が高まった際の警戒・避難を促すため危険区域、発生原因、雨量情報等を提供する。また、設定された避難路・避難所等の所在、サイレン、電話連絡網等住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアルを周知する。

第7節 山地災害防除計画

1 本市の山地災害対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」として県が設定し、県民に情報提供している。

なお、本市における山地災害危険地区は、資料 8-07<山地災害危険地区一覧表>のとおりである。

市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る事業である。事業推進のため、関係機関に要請するものとする。

3 総合的な山地災害対策

毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

第8節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりでなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年は都

市住民の森林への関心も高まり、今後、林道の通行車両の増大が見込まれている。林道は、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるため、計画的に危険箇所の改良を実施し、通行の安全を図る。

第9節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に並行して各種事業を積極的に進める。

1 ため池等整備事業

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

市内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／年

イ 定期点検を行う者：ため池の管理者

防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

なお、本市のため池の状況は、資料 8-08<ため池一覧表>のとおりである。

2 たん水防除事業

この事業は低湿地で、排水河川の変化及び地目変化等他動的原因による状況の変化により、著しく排水不良になった地区の排水機、排水樋門、堤防等の新設又は改修を行い、予想される農地及び農業用施設のたん水被害を未然に防止する事業である。

なお、本市のたん水注意箇所は、資料 8-09<たん水注意箇所一覧表>のとおりである。

第10節 倒木被害防除計画

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市及び県は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林

の整備を推進するものとする。

第11節 盛土災害防除計画

- 1 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。
- 2 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。
また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
- 3 市は、県の設置する「静岡県盛土等対策会議」地域部会等の機会を通じ、県等の関係機関と連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第12節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

- 1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成
 - (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険が及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市及び県は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市及び県は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が作成した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第13節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第14節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第 15 節 自主防災活動

(共通対策編 第 2 章災害予防計画 第 8 節「自主防災組織の育成」及び第 9 節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。)

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」(昭和24年法律第193号)に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定する他、風水害に対する市の対応を定め、もって管下各河川、湖沼、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」及び「磐田市水防計画書」による。

第1節 市災害対策本部

災害対策本部については「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画」に準ずる。ただし、市災害対策本部設置前は水防本部により対策を行う。

第2節 情報収集・伝達

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 水防組織

区 分	内 容
水防責任等	市の水防責任は「磐田市水防計画」(第1章第3節)に定めるところによる。
水防組織	ア 水防本部 水防本部体制は「磐田市水防計画」第3章のとおりとする。 イ 事務分掌

	水防本部組織は「磐田市水防計画」資料 302-1<磐田市水防本部編成図>のとおりとし、事務分掌は「磐田市水防計画」資料 302-2<磐田市水防本部における事務分掌>の定めるところによるものとする。
--	--

第5節 指定水防管理団体

(磐田市水防計画 第1章総則及び第12章応援協力に準ずる。)

第6節 水防に関する予警報

1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等

静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については「磐田市水防計画書」(第5章)に定めるところによる。

2 洪水予報

洪水予報は、「磐田市水防計画書」(第6章)に定めるところによる。

3 水防警報

水防警報は「磐田市水防計画書」(第7章)に定めるところによる。

4 水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川における水位到達情報は「磐田市水防計画書」(第8章)に定めるところによる。

5 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

市又は県は、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

第7節 通信連絡

通信連絡は「磐田市水防計画書」（第4章）に定めるところによる。

- (1) 県水防区と水防管理者間の連絡
「磐田市水防計画書」（資料編）のとおり。
- (2) 水防関係機関
「磐田市水防計画書」（資料編）のとおり。

第8節 非常配備体制

1 水防指令

水防本部長（市長）が水防要員を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発令する。

- (1) 水防本部長自らの判断により必要と認めた場合
- (2) 水防警報河川等について、知事からその警報の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして静岡県水防本部長（知事）からの指示があった場合

2 非常配備体制

水防本部長は、状況に応じ次の指令を発令する。

- (1) 第1配備体制
少数の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制とする。
- (2) 第2配備体制
所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。
- (3) 第3配備体制
所属人員全員を動員する完全な水防体制

第9節 水防信号及び水防標識

水防信号及び水防標識は「磐田市水防計画書」（第9章）に定めるところによる。

第 10 節 重要水防箇所

重要水防箇所等は「磐田市水防計画書」（第 2 章）に定めるところによる。

第 11 節 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送

防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送は「磐田市水防計画書」（第 14 章）に定めるところによる。

第 12 節 その他の水防体制

1 ダム、水こう門等及びその操作

ダム、水こう門等及びその操作は「磐田市水防計画書」（第 4 章）に定めるところによる。

2 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。